

## 不動産鑑定士協会と協定を締結

本日、杉並区は、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会との間で、住家被害認定調査に関する防災協定を締結しました。首都直下地震など、大きな災害が発生した場合に、区職員が行う住家被害認定調査に際し、不動産鑑定士協会のメンバーの専門的な見地からのアドバイスを受けることとなります。

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会は、会員数が1900名以上で構成され、会員のスキルアップや社会貢献活動に取り組んでいます。不動産鑑定士は、国土交通省が所管する国家資格で、不動産の価値を判断する専門家です。

一方、昨年9月、区は首都直下地震「東京湾北部地震（マグニチュード7.3）」が発生した際の被害想定を発表しました。その内容は、区東部で最大震度6強の揺れが襲い、区内全建築物のうち、50棟に1棟の2,523棟が全壊に、10棟に1棟の12,084棟が半壊となるという結果となっています。こうした災害が、実際に発生したならば、被災者支援のため、災害対策基本法で定められた「り災証明書」を発行します。り災証明書の発行には、区の職員による住家被害認定調査が必要となります。

区の被害想定では、首都直下地震では、全壊と半壊だけでも15,000棟近くの軒数となります。その1軒1軒の被害状況を多くの職員が、短期間で判定することとなります。家屋の被害状況も一律ではなく、判断に苦しむケースも想定されます。

そこで、専門的な知見を持った不動産鑑定士のアドバイスを受けることになりました。公益社団法人東京都不動産鑑定士協会は、熊本地震の際にも、現地でメンバーが自治体職員への助言を行い、速やかな住家被害認定調査を実現しました。

本日1日午前11時、区役所では東京都不動産鑑定士協会と区の間で、「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」を締結しました。田中区長は、「熊本地震の際に、不動産鑑定士の皆さんが実際に現地に赴いて活躍されたとのことで、杉並区としても大いに期待をしています。」と話していました。



### 【問い合わせ先】

区民生活部地域課： 電話 03-3311-2111 内線 3761